

税理士情報ネットワーク

TAINIS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINIS 解体新書

雑損控除の対象となる
損失の発生原因とは

草間 典子〔足立〕

はじめに

平成26年度税制改正大綱に雑損控除の損失金額算定方法の見直しが掲げられ、現在の時価による方法だけでなく、取得価額を基礎とする計算方法を取り入れ、納税者が有利な方を選択できる改正案が明記されました。

雑損控除は、昭和25年のシャウプ勧告により導入され、その趣旨は、「災難による損失が発生した場合に、租税負担公平の観点から、損失により減少した担税力に即応する形での課税を行う」とするもの（平8.6.7京都地裁判決 Z216-7734）と解されています。

今回は、この雑損控除を取り上げ、損失の発生原因とされる「災害又は盗難若しくは横領」の解釈が争われた判決・裁決例を中心に御紹介いたします。

I 建物に含まれていた
アスベスト除去費用等

平23.5.27大阪地裁判決
(Z261-11692)(棄却)
平23.11.17大阪高裁判決
(Z261-11810)(棄却)

この事案は、自宅建物の取壊しに伴い支払ったアスベスト除去費用等が雑損控除の対象となるか否かが争われたものです。

大阪地裁では、所得税法72条に規定する「災害又は盗難若しくは横領」とは、「いずれも納税者の意思に基づかないことが客観的に明らかな事由」とあり、その上で、このアスベスト除去費用等が所得税法施行令9条に定める「人為による異常な災害」であるか否かの検討をしています。

地裁は、「人為による異常な災害」に

より損失が生じたとは、①納税者の意思に基づかないことが客観的に明らか②納税者の関与しない外部的要因（他人の行為）によるもの③社会通念上通常ないことを原因として損失が発生したことの3点が必要と判示しました。そしてこの建物が建築された昭和50年当時は、建築部材として使用することは何ら違法でもなく、社会通念上通常ないというような異常性を認めることはできないとして、仮に建物にアスベストが含まれていたことが損失の原因であるとしても、その原因は単なる現象であって人為性を有するものではないとし、雑損控除の対象にはならないとしました。

大阪高裁も、原判決を支持し、納税者の控訴は棄却されています。

II 振り込み詐欺による損失

平23.5.23公表裁決
(J83-2-09)(棄却)

この事案は、請求人が振り込み詐欺の被害に遭い、取られた金員が、雑損控除の対象になるとして更正の請求を行ったところ、原処分庁が対象にならないとして更正をすべき理由がない旨の通知処分を行ったことから、その取消しを求めたものです。

請求人は、だまし取られた金員が、請求人の意思に基づかない事由により生じた損失であり、雑損控除の「災害」又は「盗難」若しくは「横領」のいずれかの損失に当たると主張しました。

しかし国税不服審判所は、雑損控除の対象となる「災害又は盗難若しくは横領」とはそれぞれ別個の概念であるとし、それぞれの意義について次のように解すべきとしました。

①「災害」とは、「震災、風水害、火災（所法2①27）」により生じたもの、「自然現象の異変による災害又は生物による異常な災害（所令9）」である。

「盗難又は横領」については、所得税法及び同法施行令には、定義がない。

しかし②「盗難」とは、刑法の窃盗罪と同様に「財物の占有者の意に反する第三者による当該財物の占有の移転」である。

③「横領」とは、刑法の横領罪と同様に「他人の物の占有者が委託の任務に背いて、その物につき権限がないのに所有者でなければできないような処分をすること」である。

今回の振り込み詐欺による損失は、振込みに至る意思決定の過程に瑕疵があるものの、振込み自体は請求人の意思に基づいてなされたことは明らかであり、このような場合に雑損控除の適用を受けることとすると、納税者の意思に基づかないことが客観的に明らかな「災害又は盗難若しくは横領」により生じた損失に限定した法72条の趣旨を害することになるとし、請求を棄却しています。

III 従業員による貸金庫内の
現金の引出しと定期預
金の払戻しによる損失

平20.9.19公表裁決
(J76-2-12)(一部取消し)

この事案は、請求人が代表取締役を務める法人の従業員により、銀行の貸金庫に保管していた現金が無断で引出されたとして、平成17年分の確定申告で雑損控除の適用をし、また同従業員に更新手続きを依頼した定期預金が無

断で解約された損失が、銀行への預金支払請求訴訟に敗訴したことによりその損失が確定したため、雑損控除の適用が可能であるとして更正の請求を行ったところ、原処分庁がそれぞれ雑損控除を認めない旨の処分を行ったためその取消しを求めたものです。

国税不服審判所は、貸金庫内の現金に係る損失は、刑法の窃盗罪の要件を充足しており、刑事告訴又は被害の届出の有無にかかわらず盗難によるものと判断するのが相当であるとして請求人の主張を認めましたが、定期預金は、更新手続きに必要な定期預金通帳、届出印章及び払戻請求書を請求人自身が持ち歩き、請求人が自ら利率メモを確認した上で払戻請求書に届出印章を押印していることから、従業員に定期預金の管理を任せていたとは認められず、請求人と従業員の間には横領の前提となる委託信任関係が認められないので雑損控除の対象にはならないと判断しました。

まとめ

雑損控除の対象となる「災害又は盗難若しくは横領」とは、Iの判決文が示すように、「納税者の意思に基づかないことが客観的に明らかな事由」が生じた場合をいい、その個別解釈について、「災害」は、所得税法の定義規定を、「盗難若しくは横領」については、刑法の概念を借用しています。

TAINISには、他にも雑損控除の可否について争われた判決・裁決が多数収録されております。確定申告時、是非ご活用ください。

収録内容に関するお問合せ
はデータベース編集室へ
03-5496-1416

(左面より続く)

27	124027	森川 均	芝	関東信越会へ
31	101004	桑田 隆宏	麹町	東海会へ
31	121733	塩谷 正夫	日本橋	東京地方会へ
31	115004	山口 良一	京橋	東京地方会へ
31	53207	松岡 二郎	本郷	関東信越会へ
31	34931	岩月 廣人	上野	関東信越会へ
31	123145	山城 大貴	北沢	沖縄会へ
31	115505	高知 宏興	新宿	中国会へ
【死去】				
登録番号	氏名	支部	月日	
84216	賀茂 恭久	葛飾	25年11月20日	
70130	山森 豊治	四谷	11月28日	
65690	寺崎 寛	中野	12月3日	
60293	村田 正美	立川	12月5日	
51453	中村 良治	新宿	12月10日	
44216	堤 啓祐	東村山	12月13日	
25543	米林 信雄	練馬	12月14日	
43937	根本 静男	向島	12月15日	
103403	山田 弘	日本橋	12月16日	
30648	箕輪 秀平	上野	12月18日	
27436	井上 寛義	新宿	12月20日	

入会法人 (12月届出分)

法人番号	法人の名称
64-1	SMC税理士法人 立川支店 立川市曙町2丁目22番7号
2530-1	税理士法人峯岸パートナーズ 池袋オフィス 豊島区西池袋3丁目30番3号 西池本田ビル2階

2973	日比谷税理士法人 港区六本木4丁目1番9-308号
1126-1	税理士法人アンビシャス 西新宿事務所 新宿区西新宿8丁目5番4号 STビル602
2985	税理士法人アンサーズ 港区港南2丁目16番1号 品川イーストワンタワー4F
2975	税理士法人むさし会計 福生市本町35番地2 丸交ビル
2982	税理士法人白銀会計事務所 千代田区麹町3丁目2番地1
2974	さくら中央税理士法人 中央区日本橋蛸殻町1丁目29番5号 ピルクスNO.2-9F
2977	税理士法人南青山コンサルティング 港区南青山5丁目12番2号 VENDOME・EAST9F
2774-1	税理士法人インテグリティ 東京事務所 港区南青山3丁目1番3号 スライン青山東急ビル6階
509-1	税理士法人田中事務所 東京本社 渋谷区道玄坂1丁目15番3号 プリメーラ道玄坂706号
2981	ベストファーム税理士法人 千代田区飯田橋4丁目7番1号 RF-2ロックビレイ6F

2566-2	PRIK税理士法人 東京事務所 板橋区上板橋1丁目29番9号
2983	税理士法人キャリアパワー 江東区亀戸1丁目39番1号 亀戸パビーハイツ607号室
2987	オーケーパートナーズ税理士法人 中央区新富1丁目5番5号 トーア新富マンション204号

退会法人 (12月届出分)

法人番号	法人の名称	支部	月日
1751	税理士法人エイチアイパートナーズ	足立	9月13日
1630	税理士法人リーガル・アカウンティング・パートナーズ	神田	11月19日
286	税理士法人堀切事務所	芝	11月27日
286-2	税理士法人堀切事務所	王子	11月27日
	田端事務所		
2566	PRIK税理士法人	渋谷	12月3日
2565	D&P税理士法人	日野	12月5日
2939	税理士法人オリエントマネージメントパートナーズ	麻布	12月16日

東京税理士会会員状況			
・税理士会員		・法人会員	
11月末会員数	21,232名	1,092事務所	
入会数	91名	15事務所	
退会数	70名	7事務所	
12月末会員数	21,253名	1,100事務所	

入会・退会情報については、会員等に周知することにより、にせ税理士・にせ税理士法人を排除する目的で会報に掲載しています。